

常陽大口定期

2024 年 5 月 13 日現在

1. 商 品 名	自由金利型定期預金（愛称：常陽大口定期）
2. ご利用いただける方	制限はありません。
3. 期 間	・ 定型方式 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、10 年 ・ 満期日指定方式 1 か月超 5 年未満 ・ 定型方式の場合は 10 年ものを除いて、預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	いつでもお預け入れできます。 1,000 万円以上です。 1 円単位です。
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	預入時（または継続時）の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ①預入期間 1 か月以上 2 年未満 満期日以後に一括してお支払いします。 ②預入期間 2 年以上 中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算により算出します。
7. 手 数 料	ありません。
8. 付加できる特約事項	個人の方は総合口座による当座貸越が利用できます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% を上乗せした利率です。
9. 満期時の取り扱い	預入時のお申し出により自動継続（元金成長型もしくは利息受取型）、非継続（指定口座入金）※の取り扱いができます。 ※ 指定口座は同一店内のご本人さま名義の普通預金または当座預金となります。また、総合口座の担保となっている場合は、総合口座普通預金に限ります。

10. 期限前解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算した利率とともにお支払いします。 ○「2024 年 5 月 13 日以降に預入された明細」および「2024 年 5 月 12 日以前に預入され、2024 年 5 月 13 日以降に継続した自動継続明細」 ～次頁 表 A をご参照ください～ ○「2024 年 5 月 12 日以前に預入され 2024 年 5 月 13 日以降満期が到来していない自動継続明細」および「2024 年 5 月 12 日以前に預入された非継続明細」 ～次頁表 B をご参照ください～ <ご注意> ・ 中間利払いが行われている明細を期限前解約する場合、中間利払の合計額が期限前解約利率により計算した利息額を上回ることがあります。 ・ こうした場合には、期限前解約利率により計算した利息以上に支払われた金額について、期限前解約時にお返しする定期預金元金から清算させていただきます(期限前解約時にお返しする定期預金元金が、預入時の定期預金元金を下回る場合がございます)ので、あらかじめご了承ください。
11. その他参考となる事項	①満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ②中間利払日にお支払いする利息は、預金規定に定めた中間利払利率により計算します。 ③この預金および通帳(証書)は、譲渡または質入れすることはできません。
12. 当行が契約している指定紛争 解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. そ の 他	預金保険の対象商品です。

【表 A／期限前解約利率】

対象：「2024 年 5 月 13 日以降に預入された明細」および「2024 年 5 月 12 日以前に預入され、2024 年 5 月 13 日以降に継続した自動継続明細」

預入期間	期限前解約利率	左記の計算式により計算しますが、下限は下記のとおりです。
6 か 月 未 満	普通預金利率※	解約日における普通預金利率※
6 か 月 以 上 1 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「6 か月」基準金利×70%	
1 年 以 上 2 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「1 年」基準金利×70%	
2 年 以 上 3 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「2 年」基準金利×70%	
3 年 以 上 4 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「3 年」基準金利×70%	
4 年 以 上 5 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「4 年」基準金利×70%	
5 年 以 上 6 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「5 年」基準金利×70%	
6 年 以 上 7 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「6 年」基準金利×70%	
7 年 以 上 8 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「7 年」基準金利×70%	
8 年 以 上 9 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「8 年」基準金利×70%	
9 年 以 上 10 年 未 満	預入日（または継続日）における大口定期の「9 年」基準金利×70%	

※ 「解約日における普通預金利率」が「契約している定期預金利率（自動継続の場合は継続時の定期預金利率）」を上回る場合、契約している定期預金利率が上限となります。期限前解約した場合、契約している定期預金利率を上回ることとはございません。

【表 B／期限前解約利率】

対象：「2024 年 5 月 12 日以前に預入され 2024 年 5 月 13 日以降満期が到来していない自動継続明細」および「2024 年 5 月 12 日以前に預入された非継続明細」

預入期間	期限前解約までの 預入期間	利率決定方式	左記の計算式により計算しますが、下限は下記のとおりです。
5 年以内	期間 1 ヶ月未満	解約日の普通預金利率と下記 A、B のうち最も低いもの	解約日における 普通預金利率※
	期間 1 ヶ月以上	下記 A、B のうちいずれか低いもの	
10 年	期間 6 ヶ月未満	解約日の普通預金利率と下記 A、B のうち最も低いもの	
	期間 6 ヶ月以上	下記 A、B のうちいずれか低いもの	
A.約定利率×0.7 B.約定利率－{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}／預入日数			

※ 「解約日における普通預金利率」が「契約している定期預金利率（自動継続の場合は継続時の定期預金利率）」を上回る場合、契約している定期預金利率が上限となります。期限前解約した場合、契約している定期預金利率を上回ることとはございません。